

○「酒類保存のため酒類に混和することができる物品」の取扱いについて新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。以下同じ。

改正後	改正前
<p>前文 (理由) 酒税法施行規則(昭和37年大蔵省令第26号)第13条第8項第3号の規定に基づく「酒類の保存のため酒類に混和することができる物品」(以下「長官指定告示物品」という。)については、酒類の品質保全上と食品衛生法上の問題の発生を防止する目的から、長官指定告示物品の使用目的等を具体的に示すとともに、長官指定告示物品の成分規格及び試験方法等を定め、長官指定告示物品の指定時及び指定後の品質の維持を図るものである。</p> <p>1 取扱いの基本的な考え方 (省略)</p> <p>2 長官指定告示物品の使用目的、成分規格及び試験方法について (省略)</p> <p>3 長官指定告示物品の指定を受けようとする者の取扱い (省略)</p> <p>4 長官指定告示物品の成分規格を充足する旨の表示について (省略)</p> <p>5 長官指定告示物品の取消し (省略)</p>	<p>前文 (理由) 酒税法施行規則(昭和37年大蔵省令第26号)第13条第8項第3号の規定に基づく「酒類の保存のため酒類に混和することができる物品」(以下「長官指定告示物品」という。)については、酒類の品質保全上と食品衛生法上の問題の発生を防止する目的から、<u>中央酒類審議会の報告を踏まえ</u>、長官指定告示物品の使用目的等を具体的に示すとともに、長官指定告示物品の成分規格及び試験方法等を定め、長官指定告示物品の指定時及び指定後の品質の維持を図るものである。</p> <p>1 取扱いの基本的な考え方 (同左)</p> <p>2 長官指定告示物品の使用目的、成分規格及び試験方法について (同左)</p> <p>3 長官指定告示物品の指定を受けようとする者の取扱い (同左)</p> <p>4 長官指定告示物品の成分規格を充足する旨の表示について (同左)</p> <p>5 長官指定告示物品の取消し (同左)</p>

改正後

改正前

別表1 長官指定告示物品の使用目的の細目と定義

別表1 長官指定告示物品の使用目的の細目と定義

細目	定義	長官指定告示物品名
清澄	酒類の精製工程において、酒類中に存在する混濁物質、及び混濁物質の生成要因となる原因物質を除去し、酒類の透明度を向上させたり、混濁の発生を予防することをいう。	活性炭、フィチン酸、寒天、ゼラチン、アルギン酸ナトリウム、カラギナン、ベントナイト、活性白土、ケイソウ土、微小繊維状セルロース、小麦粉、グルテン、卵白、柿タンニン、タンニン、二酸化ケイ素、ポリビニルポリピロリドン、木材チップ、コラーゲン、パパイン、プロテアーゼ、ペクチナーゼ、ヘミセルラーゼ、キトサン、 <u>エンドウたんぱく</u> 、 <u>β-グルカナーゼ</u> 、 <u>カゼイン又はカゼインナトリウム</u>
酸化防止	(省略)	(省略)
酒質保全	(省略)	(省略)
再発酵防止	(省略)	(省略)
酸度調整	(省略)	(省略)
酒質矯正	(省略)	(省略)
副剤	(省略)	(省略)

細目	定義	長官指定告示物品名
清澄	酒類の精製工程において、酒類中に存在する混濁物質、及び混濁物質の生成要因となる原因物質を除去し、酒類の透明度を向上させたり、混濁の発生を予防することをいう。	活性炭、フィチン酸、寒天、ゼラチン、アルギン酸ナトリウム、カラギナン、ベントナイト、活性白土、ケイソウ土、微小繊維状セルロース、小麦粉、グルテン、卵白、柿タンニン、タンニン、二酸化ケイ素、ポリビニルポリピロリドン、木材チップ、コラーゲン、パパイン、プロテアーゼ、ペクチナーゼ、ヘミセルラーゼ、キトサン又はエンドウたんぱく
酸化防止	(同左)	(同左)
酒質保全	(同左)	(同左)
再発酵防止	(同左)	(同左)
酸度調整	(同左)	(同左)
酒質矯正	(同左)	(同左)
副剤	(同左)	(同左)

改正後

改正前

(別表2)

(別表2)

細目	種類	項目	成分規格	試験方法
清	柿タンニン (液状のもの)	(省略)	(省略)	(省略)
	柿タンニン (粉末のもの)	(省略)	(省略)	(省略)
	タンニン酸を添加 した柿タンニン (液状のもの)	(省略)	(省略)	(省略)
	タンニン酸を添加 した柿タンニン (粉末のもの)	(省略)	(省略)	(省略)
澄	タンパク質を主成分とするもの	(省略)	(省略)	(省略)
	多糖類を主成分とするもの	(省略)	(省略)	(省略)
	プロテアーゼを主成分とするもの	(省略)	(省略)	(省略)
	ペクチナーゼを主成分とするもの	(省略)	(省略)	(省略)
	二酸化ケイ素を主成分とするもの	(省略)	(省略)	(省略)
	その他のおり下げ剤	(省略)	(省略)	(省略)

細目	種類	項目	成分規格	試験方法
清	柿タンニン (液状のもの)	(同左)	(同左)	(同左)
	柿タンニン (粉末のもの)	(同左)	(同左)	(同左)
	タンニン酸を添加 した柿タンニン (液状のもの)	(同左)	(同左)	(同左)
	タンニン酸を添加 した柿タンニン (粉末のもの)	(同左)	(同左)	(同左)
澄	タンパク質を主成分とするもの	(同左)	(同左)	(同左)
	多糖類を主成分とするもの	(同左)	(同左)	(同左)
	プロテアーゼを主成分とするもの	(同左)	(同左)	(同左)
	ペクチナーゼ又は ヘミセルラーゼを 主成分とするもの	(同左)	(同左)	(同左)
	二酸化ケイ素を主成分とするもの	(同左)	(同左)	(同左)
その他のおり下げ剤	(同左)	(同左)	(同左)	

改正後

改正前

細目	種類	項目	成分規格	試験方法
酒質 保全	ウレアーゼを主成分とするもの	(省略)	(省略)	(省略)
酸化防止、酒質保全、再発酵防止、酸度調整又は酒質矯正	既存添加物名簿に掲載されている指定告示物品又はこれらを使用した製剤	(省略)	(省略)	(省略)
	上記以外の長官指定告示物品	(省略)		(省略)
副 剤	長官指定告示物品の機能を安定的かつ効果的に発揮させるために共存させる必要最小限度の物品	(省略)	(省略)	(省略)

細目	種類	項目	成分規格	試験方法
酒質 保全	ウレアーゼを主成分とするもの	(同左)	(同左)	(同左)
酸化防止、酒質保全、再発酵防止、酸度調整又は酒質矯正	既存添加物名簿に掲載されている指定告示物品又はこれらを使用した製剤	(同左)	(同左)	(同左)
	上記以外の長官指定告示物品	(同左)		(同左)
副 剤	長官指定告示物品の機能を安定的かつ効果的に発揮させるために共存させる必要最小限度の物品	(同左)	(同左)	(同左)

別紙様式
(省略)

別紙様式
(同左)